

## 事例10 鳥獣害防止のため電気柵等の設置

西目屋村 鷹ノ巣

協定面積 畑 6 ha 協定参加者 13人

- 西目屋村は白神山地周辺の山間地に位置していることから、猿や熊などにより農産物に被害を受けており、近年、その被害が拡大傾向にあります。
- このため、中山間総合整備事業や村単独事業等で各集落のりんご園や畠地に電気柵を設置してきましたが、多額の費用を要することや被害が集落近郊まで広がってきていることから、柵の整備が必要な園地がまだ多くあります。
- このため、村や農協、鷹ノ巣集落が話し合い、村が電気柵の資材費を負担し、集落が交付金を活用して設置費と管理費を負担し、1,250mの電気柵を設置しました。
- 協定参加者が共同で電気柵の設置作業をすることにより、情報交換の場となり、猿の行動習性や被害防止テクニック、電気柵修理技術の向上に役立っています。



共同で電気柵の設置